

平 群 町 議 会
文 教 厚 生 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和 8 年 3 月 9 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	3 月 9 日午後 1 時 3 1 分宣告		
出 席 委 員	稲 月 敏 子 山 口 昌 亮 森 田 勝	山 本 隆 史 井 戸 太 郎	
欠 席 委 員	須 藤 啓 二		
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 健 康 保 険 課 長 健 康 保 険 課 主 幹	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 東 川 美 和 巽 知 子	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	浅 井 利 育 高 橋 恭 世	
付 託 事 件	議案第 7 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の 2 名を指名した。 山 本 隆 史 井 戸 太 郎		

開 会 （午後 1 時 3 1 分）

○委員長（稲月敏子）

皆さん、こんにちは。午前中の会議に引き続きまして、御苦労さまでございます。須藤委員より、療養のため本日の委員会を欠席する旨の連絡がございましたので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方にはお忙しい中、文教厚生委員会に出席いただきありがとうございます。

本日の案件につきましては、定例会で付託されました議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。委員の皆様には審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（稲月敏子）

ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○委員長（稲月敏子）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には山本委員、井戸委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、当委員会に付託を受けました案件は、議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件であります。

それでは、議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初日の本会議において、本日の議案の説明は受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第7号に対する質疑に入ります。森田委員。

○委 員（森田 勝）

事務当局に確認させていただきますが、2024年度から県単位化を実施しておりますわけですが、これの運営権者はどこになるのでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課異主幹。

○健康保険課主幹（巽 知子）

運営権者ということですが、県が財政運営を担っておりまして、賦課、資格、徴収などは町のほうで行っております。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

そうすると、県が全て行って、徴収だけは町がやっているとということでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課巽主幹。

○健康保険課主幹（巽 知子）

県のほうにつきましては、納付金算定や税率等を算定いたしまして、平群町では町条例改正及び徴収等をさせていただいております。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

県単位化によってですね、県内の全ての市町村で同じ所得、ちょっとごめんなさいね、同じ所得ですね、同じ水準という保険料率で実施することになっておりますと思うんですけども、1月30日でしたかね、県から県内統一保険料というんですか、税率の通知を受けたわけですけども、平群町として通知を受けた料率についてですね、異議というんですか、そういうことを申出できるんでしょうか。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課巽主幹。

○健康保険課主幹（巽 知子）

県統一税率ということで、県内の全ての市町村が合意の下、こういった制度ができておりますので、特に異議といいますか、そういったものは特に考えてはおりません。

○委員（森田 勝）

ちょっと声が小さいので大きく言って。

○健康保険課主幹（巽 知子）

県統一税率ということで令和6年度に始まっておりまして、県内全ての市町村が合意の上、こちらの税率、県が決めた料率ということで算定しておりますので、特に町としての意見というのはございません。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課長。

○健康保険課長

今の答弁にちょっと補足させていただきます。税率等の算定は県のほうで行うんですけれども、それをもって今言いましたように県下統一というところで、県下市町村同じという下で、今現在歩んでいるんですけれども、市町村議会においての議決というものが必要になりますので、それを申し上げておきます。

○委員長（稲月敏子）

よろしいか。ほか。井戸委員。

○委員（井戸太郎）

いいお天気ですね、さて、いきます。

まず制度の決定の経緯ですね、これをお聞きしたいんですけども、僕が調べた感じでは、今回、国がどのようにつくったか、ちょっとよく分からないんですよね。誰がこのアイデアを出したのかも全然分からなくて、審議会の有識者会議もほとんどなくですね、さっぱり分からないんですよ。今回もね、政府もあれですけど、ちょっと政治家からこんなアイデアが生まれるのかって、ちょっと僕には分からないんですけど、この政策決定の過程ですね、町は持っておられるのかどうか、資料とかですね、それがあれば教えていただきたいのと、そうですね、今回、私として気になってるところは何点かあるんですけど、そのうち一つとして、子育て支援、これはね、大事なことでなんで分かるんですけど、普通、そういうのは全員で負担するんじゃないのという考え方なんですよね。それが今回、国保ですよ。国保、全く関係ない会計ですよ。そこが何でそうなるのというのがちょっと分からなくてですね。じゃあ、何で水道会計からお金取らないのというたらどうなのと僕も聞かれたら答えられないんで、その辺もどうなってるのかなというのが知りたいので、取りあえずちょっとそこをお願いします。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課異主幹。

○健康保険課主幹（巽 知子）

子ども・子育て支援金制度とは、社会連帯の理念を基盤に子ども・子育て世帯を社会全体で支え合う新しい分かち合い、連帯の仕組みとしてつくられた制度でございます。こども未来戦略において、児童手当の拡充など、子育て施策の給付等の拡充が図られました。こうした大きな給付の拡充に当たり、少子化対策の一環として、子育て世帯への経済的支援を拡充するため、医療保険者に支援金の納付が始まることとなっております。支援金の納付に要する費用に充てるため、医療保険に加入の被保険者の皆様に医療保険の保険税と併せて拠出

いただくものとなっております。こちら、国民健康保険だけではなくて、全ての保険者、被用者保険のほうですね、そちらのほうからも拠出いただくことになっております。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

聞いてる答えが全然、子育て支援は分かるんですけど、何で全体と言うてるのに国保なんですかという。まず、普通、平等の観点ね、普通それじゃ、子育て支援税をかけるべきでしょう、普通なら。何で国保会計、特別会計に出すのと、一般会計なのに特別会計出すのという話で、何で水道とか、ほかにもありますよね、会計が。だから、それが何で国保になったのという話がね。社保、全部分かりますよ。条例改正しなきゃいけないのは、そもそも社保は、社会保険法ですよ、あれで素通りしちゃうんで問題ないということで、いろいろ制度的なものは分かるんですけど、その制度がじゃあ何でできたの、そもそもの理由がね、どこにも書いてないんですよ、調べても。何で国保じゃなきゃ駄目だったの、社保だけじゃ駄目だったの、全員でしょというのがないんで、ちょっとそこを町は把握してるのかなというのをちょっと聞いたんです。そこだけお願いします。

そうですね、取りあえずそれで。うん、分からない。やっぱり国保にする。全員で負担するという建前は分かるんですけど、社保ってそもそも半額負担ですやんか、国保の人のほうは年収が平均年収100万円ぐらい低いというのが分かってまして、何でこっちはどーんとかけて、こっちは半分で、それもだから、結局、負担割合が4分の1ぐらいなんですね、社保の人は。入ってない人は一切かからないんです。簡単ですよ。これ、どこが全員なの。全員で。じゃあ、国保の子育て世帯はどうするのとなったときに全部ね、わかんないんです。僕には答えられないんで、すごい賢い方がつくられたと思うんですけど、ちょっとそれ、知ってたら教えてください。

○委員長（稲月敏子）

東川健康保険課長。

○健康保険課長

まず国保の制度のことです。国民健康保険制度は30年度から県と市町村が共に国保の運営を皆に担うために県が、先ほども言ってますが、財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的役割を担い、国保の安定化を図ることとされました。それから、市町村は地域住

民と身近な関係の中にありますので、保険税の決定や賦課、徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業等の地域におけるきめ細かい事務事業を引き続き担うこととなっています。

制度といたしまして、国保運営方針を基に、県民負担の公平化の観点から、同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じであること、また、納付金ベースの統一とも併せて、令和6年度に国保制度の県単位化が実現いたしました。このことから、県内全ての市町村が現在足並みをそろえ事業運営に取り組んでいるところでございます。

続いてですね、子ども・子育て支援、全員での負担というところなんですけれども、なぜ医療保険から、国保からというところですか。子ども・子育て支援金制度においては、社会全体で子育て世帯を支えるという新しい分かち合い、連帯の仕組みから成る制度です。同じく、分かち合い、連帯の仕組みである社会保険制度の中でも全世代が加入しており、カバー範囲が最も広いこと、既に出産・育児一時金等については、もう既に給付が行われていることとか、40歳から65歳未満の介護保険料についても医療保険制度を利用して徴収していることから、この子ども・子育て支援金についても同じ医療保険制度を利用しているというところですか。

先ほどおっしゃった社会保険の方ですね、半分事業主負担というところなんですけれども、大体国の試算で一番新しく出されてる資料の中で、被用者保険、社会保険とかけんぽ協会、健康保険組合とかそういった人たちが入っている保険の1か月当たりの試算額が550円と出ています。それが1年になると6,600円、6,600の折半で3,300円です。国保の場合はそこが300円と出されています。300円を12か月すると3,600円です。あまり変わらないかなというところと、あくまでも仮定における試算というところではございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

そういう説明しろと、こうなってるんですけどね、井戸委員言ったように、基本的にね、国民全体で子育てしましょうと言うでしょう。何でじゃあ医療保険から取るんですか。それに対しては、医療保険は全部の人が入ってるからって、そんなことしなかったも、日本国民であれば全員所得税、収入に応じて所得税払うわけじゃないですか。何でその財源を使わないんですか。でしょう。こんな絶対答えられへんねんて。矛盾だらけなんだから。だって、普通の一

一般的な制度をある特定の社会保障のうちのですよ、医療保険の加入者で全部持とうという、ここにはすごい矛盾があるわけ。医療保険も種類が大きく三つあるわけでしょう。国保、後期、ほんで被用者ね、被用者も組合健保と政府が監修している協会けんぽとありますから、それ、みんなそれぞれ制度が違うわけですよ。被用者保険は、半分は、要するに民間なら企業が払う。ほんで、公務のほうだったら、市町村なり県なり都道府県なりが払う。国なら国が払う。こういうふうに分かれてる中でやってて、国のほうが認めてるわけですよ。一体幾らかかるか。3年間にわたって引き上げますから、取りあえず、国の出す分と市町村が出す分、要するに共済に入ってる人らが出す分、それをのけた、要するに、それぞれの健康組合に入ってる世帯主と、それから企業、被用者保険の民間、そこが払う金が全部で1兆円必要と、こう言ってるわけですよ。ただ、そのうちの令和8年度は6割の6,000億円、来年、9年度は8,000億円、で、最終的に令和10年度に1兆円と、これで子育て支援するというわけでしょう。

でも、今言ったように、じゃあ、今の課長の説明なんて全然説明になってないわけですよ。できないんですって、このことについては、説明が。要するに、取りやすいところから取るということをやっただけやから、これはもう国の制度やから、あなたたちに何ぼ言ったって駄目ですけどもね。でもね、町長に言いたい。こんないいかげんな制度をね、国が2年前に決めて、新年度から始まるわけですけど、当然ね、今度は地方から意見言わなあかん問題なんですよ。それが今度、このことについてあんまり出てないんですよ。それはそこが一つ問題。

それで今、課長もう一つ言い合った被用者保険も国保も払う金額あんまり変わらない。でたらめじゃないですか。国が第一違うと言ってんだから。大体1人当たり、要するに被用者保険で1人当たり約550円、国保で1世帯当たり300円、1世帯ですよ、被用者は1人ですよ。後期高齢者は1人当たり200円と、こう言ってるわけです。でも平群町の新年度予算見たら、1,004万円組んでるわけですよ、予算でね。要するに、子ども・子育て支援納付金、これ、今度の人数、県から来てる平群町の世帯数は2,000ちょっとでしょう。割ったら4,800円になるんじゃないですか。300円なら3,600円のはずですよ。これ、月単位で国は言ってますからね。もうそれだけでも大きく変わってきてるわけですね。平群町だけが高いんか、私はそんなことないと思うんですね。奈良県全部料率一緒だから、人数で割ったら一緒の金額しか出ませんからね。所得が高いところが払ってるって、だから、そういう差別もあるわけ。そこの問題が根本的に間違ってますよということを本当はね、地方か

ら言わなあかんのに言わない。それが問題だというふうに思ってる。

井戸君さっき質問したんであれですけども、また僕、後で聞きます。その点についてはおかしいと思いませんか。町長に答えてください。こんなことはね、政策的な問題やから、部長や課長が何とかいうような話じゃないんです。町長、これ、おかしいと思いませんか。そのことだけ、変えろというのは町長の立場で言われへんから。どう考えたってこれ、おかしいと思いませんか。その点どうですかね。

○委員長（稲月敏子）

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど井戸委員から制度自体の考え方であったりとか趣旨であったりとか御質問いただいた上で、また、山口委員のほうからも制度の内容について御意見、承ったところでございます。

先ほど来より主幹、また課長のほうが制度の趣旨なども御説明をさせていただいたとおりでございまして、国が決めた制度ということではございますけれども、少子化であったり人口減少、これが一番大きな我が国の問題、平群町においても同じことでございます。若年人口が急激に減少していく2030年に入るまで、これをどうにかする、少子化傾向をどうにかすること、これが最後のチャンスであるということで、国が考え出した子ども・子育ての支援金制度でございます。

先ほどから、社会保険料でその支援金を拠出することについて、いろいろ御意見、考え方があるかと思えますけども、少子化対策や子育て支援は、子どもたちが将来大人になって、この社会を支えて、社会保障の担い手になると。この恩恵は将来的には社会全体に行き渡って、子ども・子育て支援金制度によってメリットを受けるのは、子育て世帯だけではなくて、独身の方であったり、また、既にもう子育てを終えた方も含めた全世代が恩恵を受けるということで、国の方がこうして指し示しておるわけでございます。

おかしい、おかしくないという意見はあるかと思えますけど、我々は、この国から示されたこの制度をしっかりと対応して、国民健康保険、被用者保険と比べて一般的に保険税負担が重いと言われてるということもございまして、子ども・子育て支援金を含む保険税負担が一層軽減されるということなどについては、これらは国に対してであったり、この訴えはしていくべきことでもあろうかと思えますし、財政支援などの拡充も求めていく必要があるとは考えております。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

言うことはそんでええねんけどね、そんなん間違いやって自分言ってるほうも分かってると思うけど、そんなん、何で所得税で、普通の国の一般会計でやらないのよ、1兆円の金。わざわざ何でこっちのほうに取んのと。特に被用者なんて全然知らんうちに上げられたり、下げられたり、下げることないな、上げられていくんですよ。あなたたちもそうじゃない、給料見てやっと6月か7月になって、天引き額が変わるわけ。それで、ああ、何か上がってるなという話じゃないですか。だから、ここで何ぼ言ったってあかんと。

さっき、何か県の事業、県が全て事業やってるみたいなこと言ってるけれども、そうじゃなくて、県がやろうがどこがやろうが、保険として払ってやってる、医療に使うなら分かるけど、医療以外に使うというのはおかしいじゃないかってなるでしょう、普通。じゃあ、何のための健康保険税、料なんですか。

それともっと矛盾するのがありますよ。今度のこの子ども・子育て支援納付金については、18歳以下の子どもからは均等割取りませんけども、これまでの医療分、後期高齢者支援金分、介護がないから、この二つからは子どもからも取ってるじゃないですか。就学前の子は半額とはいえ取ってるじゃないですか。子育てに使うのに子育てのほうから取った分も支援金としては入っていないにしたら、そこから取るのは本来おかしいわけでしょう。だから、そういう矛盾もいっぱいあるわけですよ。子育て支援すると言ってるのに、そこはじゃあ何で削らないんだという話じゃないですか。

そんなこともありますし、まだ井戸君言い足りないみたいやから。ただ、今の部長の話やけど、町長答えてくださいって。おかしいと思いませんか。一般的に政治家、例えば町政を担う人間として、何でここから取んのかと思いませんか。

○委員長（稲月敏子）

町長。

○町長

今回の制度改正については、国が進める少子化対策の財源を安定的に確保するため、全ての医療保険者に拠出を求めるものであり、町としてはそういうような形で、制度上、国の制度であり、町独自に軽減することは制度と公平性を損なうものとして認められないというふうにあるんですけども、ただ、一方では、国民健康保険の加入者の多くが高齢者や自営業者であり、所得の水準も比較的低い傾向にあることから、新たな負担が生じることについては一定の懸念

も持っております。このことにつきましては、国のほうにある程度、国のほうにですかね、住民の方には制度の内容や負担の仕組みなどを丁寧に周知すること、また、被保険者の負担が過度にならぬように、国や県に対して必要な情報や財政支援を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

町長も、そらお立場があつて大変やと思うんですけど、こちらも議員としての立場がございまして、本当住民さんから物すごい聞くんです。国保が高い高いと。世の中の65歳ショックというのが有名になってきてますよね、言葉が出てくるぐらい。社保から外れた瞬間ドーンと来て、国保でつぶされるという、その国保を現役世代の方々はずっと背負ってるわけなんですけど、この制度自体が、僕も前回も言いました。子どもは駄目なんじゃないのという。子どもをね、今、山口委員からも出ましたけど、子どもをね、6歳までは半額にしますと、そもそも取ってんの何でという話なんですけど、今の政権が、高市政権が高校生まで半額にしますよという、そこはさすが、すごいなと思ったんですけど、じゃあいつなのと云ったら2年後、でも増税はすぐしますというふうになっちゃって、んんというのが、そもそも何で子どもが、前回言ったことですけども、何で後期高齢者、生まれたばかりのね、生まれた赤ちゃんが支援するのというのがそもそもおかしいんじゃないのというのも1点あります。

今回、子ども・子育て支援で、何で医療保険制度のメリット、そこを使うメリットというのが全員全員と言うけど違うんですよ、実際のところ。何でかというたら、制度そのものが結構ずさんで、政府もいろいろそれで対応されてるところなんですけど、前回いろいろ、こういう状況はこうやというのは説明させていただきました。社会保険料控除がない。だから、国民年金払おうが何しようが、そこは一切お金が出ないという部分がありました。貧乏な方のほうは損するというのがあったんですけど、ただ、それからまた新しくですね、出てきたのがですね、例えば金融資産ですね、金融資産税。例えばです。年収、投資とか配当とか国債でもいいですけど、その利率で1,500万円、例えばですよ、かかるとします。国保税幾らでしょう。それをお聞きしたいのが1点と。

国保が、僕はですね、医療給付のためとずっと思ってたんです。でも何か違うふうになってるんで、僕は最初に聞いた答えとして、答えられないのはしゃあないのかなというのは正直あります。矛盾してるからというのは分かるんでね。それは担当課としてもつらいところやと思うんですけども、ただね、こち

らの住民さんのいろんな意見を聞いている以上ですね、きついというのが分かってるわけで、そこで、今さっきの点と、今回、平群町議会でずっとこの話合い続けてたわけですよ。あくまでも給付するために何とかみんなで支援しましょうという関係だったのに、それずっとやってきたのに、今ここに来て、関係ないじゃんというところへぼーんと来たんですよ。こんな話が最初からあったら、基金も何も要りませんやん。そもそも基金から出せばいいんじゃないですかという話なんですよ。だから、何でいきなり税率で決めちゃうのというのが、ちょっと僕としてはやっぱり納得いかないんですよ。

知りたいのはですね、今後、国保会計が厳しくなりました。どこからお金取りますか。この二つお願いします。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課 巽主幹。

○健康保険課主幹（巽 知子）

1,500万円の金融資産ということでございますが、国民健康保険税にはちょっと上限が設けられておりまして、1,000万円を超えた方につきましては、医療分、今度の改正させていただくんですけれども66万円、後期分26万円、介護分17万円ですね、計109万円、そちらのほう上限になりますので。また、子育て支援分3万円で、計113万円が上限になっております。申し訳ございません、112万円が上限となります。

○委員長（稲月敏子）

東川健康保険課長。

○健康保険課長

今後の財政が厳しくなったときということなんですけれども、先ほどから何度も言ってますように、県のほうが奈良県全体で必要な分を計算しまして算定した上で、市町村ごとの世帯や被保数、所得等に応じてシェア割りを行って、子どもの分も含めて算定されております。その後、納付金等については中間補正や確定補正等も行われますので、税率に伴ってその納付金を払うというところで、そこについては適用、対応されていくものであるということでお伝えさせていただきます。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

ごめんなさい、ちょっと意味が分からないんですけど、どなたが負担するんですか。

○委員長（稲月敏子）

東川健康保険課長。

○健康保険課長

負担していただくという点であれば、加入していただいている被保険者の皆さんです。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

分かりました。最初の件、1,500万円の人で110万円、120万円、ざっくりでよかったんですけど、本当ですか、それ。本当ですかというのがもう1点。

結局ね、お金がなくなればどこから取んのって、住民さんからもう1回取るわけですよ。じゃあ今の基金どうなってんの。その増税分基金に入らないし、どこ行くのというのが、いや、結構矛盾してるよねと、もう増税分かってるんですから、どんどん医療費増えてるんですから、そっちで。だからね、本当分らないというか、何でこの人こうやって決めたんだろうと思うのが、いや、会計ぎりぎりでしょう。いや、これから増税しなきゃマイナスなのに、じゃあ余ってるところから取れよと普通なりませんか、会計的にね。いろいろな会計どこから取れるかとしたら、医療から取るというのは確かに憲法上認められてるんで、できるみたいですけどね。ただ、そこがね、何で貧乏な会計に首突っ込むのというのがちょっと僕としては思いました。

先ほど言った1点が、本当に1,500万円の収入のある方が百何十万円払うのという話ですよ。国保税、そうなんですけど、今ね、すごい今ネット上でもはやってるのが、どうやったら国保税を下げるか、一番簡単なのが国保税から逃げなさいです。そんだけ国保税が厳しいんですというのはもう世間で知られてて、これは税理士さんの話とか、ファイナンシャルプランナーのお話とか、そういう専門の方とか全部含めて、いや、これは国保からいかに逃げるかというのがバーっと出てます。僕も知ってます。やるかやらないかは本人次第ですよ。これはこの前あれになってきましたけど、全部合法なんですけど、それを含めてですね、やっぱり金持ちが逃げちゃうんじゃないのというのが、会計がさらにきつくなるんじゃないのというのが僕、懸念するところです。

「委員長」の声あり

○委員長（稲月敏子）

発言中です。

○委 員（井戸太郎）

何か御意見あるなら、1点、さっきのだけで。取りあえず。

○委員長（稲月敏子）

東川健康保険課長。

○健康保険課長

先ほどの1,500万円に対しての税額ですね、上限額が設けられています。令和8年度で対応すれば112万円が上限になっていますので、その額となります。正しいです。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委 員（森田 勝）

議論が、今の聞いてますと、飛躍し過ぎてるじゃないかと思うんですね。今の条例改正案の議論をすべきところをですね、ちょっと飛躍した議論になっておると思いますので、委員長、きっちり議事進行をお願いいたします。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委 員（山口昌亮）

さっき、県が基本的に財政を担うということでしたよね。ほんで、今度のこの子ども・子育て支援納付金、これについても料率は奈良県が決めたんですよ。そうですね。ただ、さっきも答弁ありましたが、それぞれの市町村全て条例で決めてますから、ただ、料率は県が決めたとおり、同じように町長、それぞれの市町村長が提案する。それで決める。この支援納付金についても同じです。ただ、議会は議会で当然独立してますから、否決すればですね、当然町のほうはそれ執行できない。その場合どうするか。その場合どうするかという問題もあるわけでしょう。

さっき、県が決めたとおりの料率と言いましたけども、例外ありますよね。平群町が要するに基金も全くなくて、収納率も低くて、県の決めた料率を集めても赤字になりますと、その場合は値上げ認められるんですよ。これは前、このもともとの議論のときにやりましたよね。下げるのは認めないけども、県が決めた金額より高くすることは認められる。これ、間違いないですね。だから、議会がじゃあ否決した場合、町はどういう対応を取れるのか、取れる方策というのが何点かあれば説明していただけますか。

○委員長（稲月敏子）

東川健康保険課長。

○健康保険課長

議会のほうで否決されることになると、まず、令和８年度、もし子どもの分の税率が決定しなければというところになります、決定しないと、今予算計上させていただいている１，０００万円ぐらいですね、歳入がありません。それでも子ども・子育て支援納付金というのは１，１００万円程度、１，２００万円ぐらいの納付金というのは必ず来ます。来ますので、それを払わないといけません。払う財源はどうなるのかというところ、それは基金剰余金ですね、基金から取り崩して払うという方法しかありません。

もう一つ、基金がない状態で、収入が低くて納付金が払えなかった場合はどうなるのかというところなんですけれども、その場合については、補正制度等もあるんですが、収納額が低いというところで払えないという状況であれば、町はもっと収納率が上がるように、それが払えるように取り組まないといけないというところがあるんですけれども、それでも払えないという状態であれば、県の特会の基金があるんですけれども、それから借入れをする、それを基に翌々年度から支払い、３年をかけて返していくというところがあります。それについては、税額を上乗せしてというところにはなるんですが、それは、その上乗せする以外に何か方法がないのかというのもまた検討しなさいというところ、滞納である分を収納を上げて、その分で充てていくとかいうことで、対応するという形になっています。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

借受け制度、そんなのはもちろん分かってて、最終的に要するに上げることはできるんやね、町長の裁量で。要するに、県の料率より高く取ることはできるわけでしょう。もちろん、何でもいつでも勝手に高くするというわけじゃもちろんないんだけど、そういうふうになればそうでしょう。そうならんようなシステムを一応つくってるということなんです。ほんで言ってるけど、料率を全部一緒にしなくたって県がコントロールできるんですよ。最初の６年間、それやってたわけでしょう。何でコントロールするかといたら支払いのやつでコントロールするわけですよ。それと、あなたのところはこれだけの料率取らないと全く足りなくなりますよというのが初めから算定されてるわけよ。払う金は決まってるわけですからね、県のほうに。納付金はそのときから決まってるんやから。だから、大阪と奈良だけが今、全国的に府県単位で一律にしてるのは奈良と大阪だけですよ。よそは、それ目指してるところがいっぱいあるんです。大阪と奈良モデルにして、大阪が一番、奈良は大阪ほど高くないですけど、大阪のやつめっちゃくちゃ高いですからね。だから、それはできんのに下げるこ

とはできへんって、ごつつ矛盾があるんですよ、この制度そのものにも国保にも。

ただ、今日はその議論じゃないから。なのに、全く違うところからね、それなくても国保会計は大変で、ほかの被用者保険とか後期高齢者に、後期高齢者も最近大分上がってますけども、比べて、どんどこどんどこ上がってるわけですよ。払えないような状況になってるわけ。さっき出た限度額も、今度の3万円入れたって121万円ですよ、限度額ね。1億円稼いでたって121万円ですよ。ほんで、普通、所得税がゼロなのに、国保税ゼロじゃない世帯いっぱいあるでしょう。そういうところから見たって、一番底辺が多いところから取るのが今度のこの制度だという、それだけでも問題じゃないかと。以前の問題もあるんですけど、これ、何ぼ言ったってあかんからもう言わないけど、このことは僕は、いいですわ。

あとちょっと聞きますけども、じゃあ、さっき私、新年度予算がさっき1,004万円と言ったけど1,005万3,000円やね。1,005万3,000円で、県の見立てで令和8年度の平群町の国保加入世帯は2,065世帯、これで割ったら4,868円になるわけですよ。ということは4,868円、平均で子どもの支援納付金というのを払わなければならない。一般的にじゃあ幾らかということで、前からちょっと出してほしいと言ってた、年金生活者も多いですから、例えば221万円というのが比較的平均的な、普通に40年近く厚生年金掛けてもらえる年金額みたいなので、211万円で、今度、今、現行幾らで、本体の医療分、支援金分、それから後期高齢者支援金分、それから介護分、これは今度値上げはないみたいですから、出てませんからね。だから、上がるのは子育ての納付金だけになるわけですけど、それ幾らになるか、それ出してもらってますよね。ちょっとそれ、言ってもらえますか。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課異主幹。

○健康保険課主幹（異 知子）

上限なんですけれども、112万円となっておりますので、よろしくお願いします。112万円です。どうぞよろしくお願いいたします。

幾つかシミュレーションで紹介させていただきます。65歳から74歳の単身者、年金収入が例えば211万円の方でしたら、現行の保険税が11万7,100円、その分プラス子ども・子育て支援金分としまして3,300円が来年度賦課となります。

あともう一つですね、65歳から74歳の夫婦で、例えば夫が211万円、妻が100万円の年金の収入といたしまして、現行116万5,000円、子

ども分といたしましては3,600円になっております。

すみません、先ほどの単身の65歳から74歳までの方の試算なんですけれども、国保税といたしまして、低所得者軽減の2割軽減を適用させていただいた金額になっております。すみません。65歳から74歳の夫婦の場合ですね、現行116万5,000円、子ども分3,600円とさせていただくこととなりますが、こちらは5割軽減、国民健康保険には低所得者の軽減というのがございますので、5割軽減でそちらの金額賦課となります。

あともう一つ上げるとするならば、40歳から64歳の夫婦と小学生2名の所得が夫400万円、妻100万円といたしますと、現行54万6,100円で、子ども分といたしまして1万1,000円、こちらのほうは軽減なしというふうな感じでシミュレーションさせていただいております。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

今でもその最後の金額聞いたら分かるように、年収、夫婦2人で500万円で54万6,100円今払ってるわけね。それに1万1,000円増えると。これは子どもの均等割がないからですね。これ、言っておきますけど、3年間、あと来年8年度、9年度、10年度が最終ですから、そこまではちょっとずつ上がるんですよね。だから、これから毎年上がる、本体のほうも令和9年ぐらいには上がる可能性が高い。そうなってくると、まだまだこれ、保険料上がるんですね。今でもむちゃくちゃ高い国保がですね、さらに高くなって、こういう本来取るべきでない支出先にまでですね、金を取って出していくというようなことが本来やるべきではないというふうに。

それともう1点聞きますけど、さっきちょっと出ましたよね。高校生まで、今は就学前の子どもの均等割が半額になってますけど、一応、社保協の医療保険部会のほうでですね、社会保障審議会の医療保険部会のほうで、昨年11月27日に高校生年代まで半額を拡充するというのを打ち出してですね、対象者は130万人で、2027年度の施行を目指してるということでしたけども、これ、県から何か通知来てますか。

○委員長（稲月敏子）

東川健康保険課長。

○健康保険課長

県からといいますか、国保情報新聞とかそういったところに、来年に向けてというような形での情報は確認しております。ただ、まだ決定ではございませんので。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

これ、半額にね、今も就学前半額になってますけど、この半額については一般会計から、もちろん国からも金来てると思うんですけど、持ち分、ちょっと今聞くのあれやけど、持ち分、分かってますか。

○委員長（稲月敏子）

健康保険課異主幹。

○健康保険課主幹（巽 知子）

国2分の1、県4分の1、町が4分の1となっております。

○委員長（稲月敏子）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

先ほど僕一つ聞いた、1,500万円収入ある人が幾ら払うのというのが出ましたが、本当ですかと聞いたのは、正直間違ってるやろうなと思ったからです。僕が間違ってたらまた指摘してくださいね。そういう試算の方というのは、簡単に言えば、そうですね、何だっけ、源泉等徴収ですね。源泉徴収を2割取られるわけですよ、20%。確定申告したらなんですけど、確定申告しなかったらどうなるでしょう、ここなんですよね。ここはちょっとちゃんと考えてほしいなと思うんです。それを考えていくと今回につながるんですけど、もう言いましょうか。答えてもらってもしやあないんで。均等割だけですよね。違いますか。2万円ぐらいじゃないですか、払うの。僕の調べではそういう感じですよ。確定申告しなければそのデータが行かないんで、国税、地方税は2割払ったまんまになっちゃうんですけど、そもそも確定申告してもその方々って意味ないんですよ。どうせ2割取られるから。だから今、それでたくさんもらってる人は得をするというので国で議論されてますけど、何でそういう制度が成り立ってんのというのなんですよね。

これは、本当ね、担当課としてはちゃんと御理解してほしいんですけど、今回の増税、均等割だけだったらほとんど増税ないんですよ。でかい人は。たくさんもらってる人はほとんど、上限どころか2万円ですわ。そういう稼ぎ方をしてる方ね、今めっちゃ増えてます。国も実はもう動いてますよね、それが。だから、それはそれで国も分かってんだ。こういう人たちから全然国保税取れないから困るよねということでやってるんですけど、ただ、これには時間がかかるんですよ、国としても。だから、取りあえず後期高齢者だけそういうのを、そこからひもづけて国保税取りましょうというのを数年以内にやります。全

員に広げるつもりなんですけど、5年にかかると言われてます。だから、国自身がそれを改正しようともうしてるんですけども、5年がかかっちゃうんですよね。この5年間、しんどい人はしんどいんですよね。ほかの人が負担するんですから。ということで、僕は今さっき質問させていただきました。

そういう方々はじゃあ、今どうなのというたら、今回の条例で均等割しか上がらないんですよ。だから、お金持ちのその層の人たちはほんのちょっとの税金、増税、それも知れてる増税で、ほかの人はしんどいよということを言いたかったんで、今回の件を言いたかったんです。それについてちょっと見解いただければ、お願いします。

「委員長、度々言うけども議論がずれてると思うのよ」の声あり

○委員（井戸太郎）

ずれてるんかい、おい。

「ずれてるよ」の声あり

○委員（井戸太郎）

どこがずれとんねん。お前さっきからうるさいんじゃ。

○委員長（稲月敏子）

駄目です。もうやめてください。

「議論ずれてるやんか。条例改正……」の声あり

○委員（井戸太郎）

お前さっきからうるさいんじゃあ、ぼけ。お前言うてることばらばらやないか。ええ加減にしろ。

「そういう言葉つこたらあかん。井戸君。議員がそんな言葉つこたらあかん」
の声あり

○委員長（稲月敏子）

しばらくの間、暫時休憩を取ります。

（ブー）

休 憩 （午後 2 時 2 1 分）

再 開 （午後 2 時 2 9 分）

○委員長（稲月敏子）

それでは、休憩前に引き続きまして、審議の再開をいたします。

（ブー）

○委員長（稲月敏子）

質疑ございませんか。もう出尽くしましたか。

「なし」の声あり

○委員長（稲月敏子）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。井戸委員。

○委員（井戸太郎）

町長及び担当課の方のお気持ちは分かるんですが、私としては一応、議員の立場として反対討論させていただきます。

議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

まず、子育て支援の充実そのものについては、私も重要な政策であり、社会全体で子どもと子育て世帯を支えていく必要があると考えております。その方向性については異論はないんです。しかしながら、今回の制度は、その財源を医療保険制度、すなわち国民健康保険税を通じて徴収する仕組みとなっております。本来、国民健康保険制度は、医療給付のための保険の制度であり、医療に必要な費用を支えるための仕組みです。ところが、今回の制度では、医療とは直接関係のない子ども・子育て政策の財源を医療保険制度を通じて徴収することになります。

私はこれまで国民健康保険税の負担については、一般質問を通じて取り上げてまいりました。とりわけ国民健康保険と社会保険の負担格差などや国保加入世帯の非常に重いという現実ですね、これを指摘させていただきました。本町議会においても、国民健康保険税の負担について、医療給付との関係の中で長い時間をかけて議論を積み重ねてまいりました。医療費の動向を踏まえながら、どの程度の税率が適切なのか、基金をどのように活用するのか、住民負担をどう考えるかについて、議会として様々な議論をしてきました。私自身も国民健康保険税に関しての修正案を提出したことがございます。これらの議論は全て

医療給付と国民健康保険税の負担の関係をどう考えるのかという前提の下で行われてきたものです。これらが全て前提が今回はなくなるという状況になっております。積み重ねてきた議論の整理をすとしても、理解にはやっぱり違和感を感じてしまいます。

国保加入者は、自営業者や年金生活者、比較的所得の低い世帯が多い制度でございします。そういう制度に対して直接のない政策財源までは正直きつい、慎重であるべきだなとは考えます。

今回の制度は国の政策によるものであり、町として裁量がありません。正直、私としても、一体これに可決するのか否決するのかも含めてですね、何でこの話をここでするんだらうというぐらいですよ。根本がちょっと、権限がないのに責任だけ負うのかなという気がちょっとまた違和感ですね、感じます。

住民さんの目線からも、これ、平群町が出してんのとなりますね。だから、それも町としてどうなのかなと感じております。子育て支援は大事なんですが、ほかに社会全体の負担についての仕組みをまた議論をしていくべきではないかと思ひます。そういうわけで反対させていただきます。

○委員長（稲月敏子）

山本委員。

○委員（山本隆史）

議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

この議案は、子ども・子育て支援法が改正され、子ども・子育て支援金制度が創設されたことによる改正案でございします。令和8年度の国民健康保険税は、子ども・子育て支援金の導入に伴う負担増と、そして賦課限度額の引上げによって、多くの世帯で税額が増加することになるということです。65歳以上の医療費が全体を押し上げております。現状の保険料では医療給付を賄えないことから、加入者の負担を増やす必要は当然あります。

奈良県では、令和6年度より国保税県単位化の運営を実施することで、医療費増等による財政リスクを低減し、国保運営の安定化、保険給付、医療費の適正化、事務の広域化、効率化を図るとともに、同じ所得構成世帯であれば、県内どこに住んでも保険税水準が同じなどの、これはメリットであります。また、平群町の高齢化率は、この2月末時点でも39.1%で、県内でも高水準でありますので、県単位化によるメリットを受けています。そして、子育て支援金につきましては、私たちの将来への先行投資的要素でもあることから、本案については賛成といたします。

○委員長（稲月敏子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

本条例改正案には反対をいたします。議論の中でもいろいろ出ておりましたがけれども、まず一つ、今、賛成者のほうからあった子ども・子育て支援制度がですね、これ、改正案が２年前に自民党と公明党の当時の与党だけで通った法律であります。その内容について、児童手当の拡充や出産等の経済的負担の軽減、保育士の配置基準の改善、共働き子育ての推進など、加速化プランに盛り込まれた個々の施策、これには不十分ではありますがけれども、その施策が多くの子育て世帯から待たれていたものであり、そのことについては結構なことなんです。

しかし、そもそも子育て支援は社会保障の対象ではありません。医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。医療と無関係の政策を保険料に上乗せすることは、制度の枠組みをねじ曲げて新たな負担を課すことになり、許されないものです。

さらに、この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があります。例えば、障害者福祉費や観光振興、環境対策、さらには軍事費を安全保障納付金として徴収するなど、目的外負担が際限なく広がりがねません。いずれにしても、子育て支援の財源を医療保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援納付金制度は全く筋違いであり、本来あってはならないことです。

以上のことから、本条例改正案には反対をいたします。

○委員長（稲月敏子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

議案第７号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

国の子ども・子育て支援策の一つとして、こども誰でも通園制度は４月からスタートすることが決まっており、その財源として、税ではなく、公的医療保険の国保税と後期高齢者医療保険料に上乗せして負担することを国が決めており、この制度の利用方法、園の選定など、制度設計などについても議会で議論してまいりました。また、システムの改修も既に終わっておると聞いており、もう後戻りできない状況にあります。

奈良県は２０２４年度から県単位化を実施しており、県内の全ての市町村で同じ所得、世帯構成であれば、同じ料率水準となる県内統一保険料、保険税の

統一を行っており、令和８年度、来年度から県内統一税率について、奈良県から１月３０日付で県内統一保険料、税の通知を受けたことに伴い、町条例の一部を改正するものであり、この条例改正案に反対するのであれば、子ども・子育て支援策や県単位化を否定することになります。

このことから、平群町国民健康保険税条例の一部を改正する議案に賛成いたします。

○委員長（稲月敏子）

あと、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（稲月敏子）

それでは、討論を終結いたします。

続いて、これより採決を行います。

本件について、可決することに賛成の方は挙手を願います。

賛成者挙手

○委員長（稲月敏子）

２名です。可否同数であります。よって、平群町議会委員会条例第１５条第１項の規定によりまして、委員長が本件に対して裁決いたします。

議案第７号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長は否決と裁決いたします。

以上です。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

文教厚生委員の皆様につきましては、本当に長時間にわたりまして慎重審査いただきありがとうございました。本日はどうもお疲れさまでした。

○委員長（稲月敏子）

慎重審査いただきまして、ありがとうございました。

本日の文教厚生委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午後 ２時４２分）